平成２１年（フ）第９１号
長野県駒ヶ根市飯坂２丁目２番46号
債務者　木下　　実
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９４号
長野県上伊那郡飯島町飯島2600番地１
債務者　漆澤　正芳
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第７７６号
兵庫県姫路市堺町34番地　寿荘１号
債務者　箕野　　等
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４６号
奈良市柏木町290番地の５
債務者　野林　直人
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５５３号
奈良県大和郡山市新町319　井路西住宅402号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町3631番地
債務者　杉浦　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６１７号
奈良県天理市九条町670番地２
債務者　辻本　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２８号
奈良県桜井市大字桜井273番地の１
債務者　鍛治本君枝
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４１号
奈良県生駒市萩の台１丁目２番２―203号
債務者　フォト　ル　ソレイユこと　長本　豊幸
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７００号
奈良県桜井市大字大福955番地の６
債務者　澤田江里子（旧姓山神）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７０２号
奈良市法蓮町295番地の４　立花ハイツ102号
債務者　山本　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７０４号
奈良市大森西町19番１―５号
債務者　田中　昌子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
奈良市五条畑１丁目７番２―C102号
債務者　冨樫　敦泰
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１１号
奈良県生駒市あすか野南３丁目５番18号
債務者　石田美恵野
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１７号
奈良市肘塚町１番地の１　平和マンション308号
債務者　冨永　良子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３９号
山口県下関市清末中町１丁目４番19号
債務者　中本　幸江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
山口県下関市大平町９番10号、前住所山口県下関市羽山町９番16号
債務者　上田　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
山口県下関市豊浦町豊洋台３丁目551番地128
債務者　中村　角雄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
福岡県大牟田市大字手鎌986番地　中川原アパートA棟４号
債務者　蓮尾　正司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部